

令和7年度 認定こども園東部文化幼稚園 重要事項説明書

認定こども園 東部文化幼稚園に入園・進級するにあたり、
当園よりお知らせしておかなければならない大事な情報をお伝えしておきます。

1、施設の目的及び運営方針

① 認定こども園の概要

名称	幼稚園型 認定こども園 東部文化幼稚園
代表者氏名	理事長・園長 坂田 直樹
所在地	群馬県高崎市東貝沢町二丁目5番地10
電話番号	027-361-0740

② 認定こども園の目的

学校教育法第22条および23条に従い、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児を教育・保育し
幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

③ 認定こども園の運営方針

本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第2号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律65号)その他の関係法令を
厳守して運営する。

2、教育・保育の内容

本園では教育目標として次の3つを掲げる。(つよく・正しく・のびのびと)

- ①よく考えみずから行動できる子
- ②きまりの守れる心のやさしい子
- ③明るくのびのびとした元気な子

当園では、道徳心・思いやり・感謝の心・探究心を育み、品格のある人間を育てる、
また、体験を通した学びを重要視し、想像力や自己解決力を高めて自ら学び子を育てる。

3、利用定員

1号認定こども	90名
2号認定こども	81名
3号認定こども	44名(0歳児6名・1歳児15名・2歳児23名)
総実員/クラス数	215名/年長2クラス・年中2クラス・年少2クラス・2歳児1クラス・1歳児1クラス・0歳児1クラス

4、職員の内容・人数

園長・理事長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い園務をつかさどる。
副園長	1名	園長を補佐する。
主任	1名	教育・保育に従事し他の職員の人格を尊重し協力して園務に励む。
保育教諭	24名	教育・保育に従事し園児が健やかに成長するよう園務に励む。
事務員	1名	事務に従事し法令遵守に則り事務全般の業務を行う。
准看護師(児童発達支援士)	1名	教育・保育を補助し保健・衛生・発達の指導・助言を行う。
栄養士	1名	乳幼児の発達段階に応じ安心・安全な食事を園児に提供する。
給食調理員	4名	栄養士の作成した献立に基づき、給食を安心・安全に調理する。
嘱託医	3名	園児・新入園児の健康診断・歯科診断・投薬診断を行う。
補助員	1名	教育・保育を補助する。



5、教育・保育を行う日及び時間帯

●1号認定こども

開園日 月曜日から金曜日及び当園の定める開園日
 開園時間 10時～14時(教育標準時間)
 休園日 夏休み7月19日～8月27日 冬休み12月24日～1月7日 春休み3月20日～4月5日

●2号3号認定こども

開園日 月曜日から金曜日
 開園時間 保育標準時間認定を受けた方(7時30分～18時30分)11時間
 保育短時間認定を受けた方(8時00分～16時00分)8時間

●土曜日預かり保育

土曜日8時00分～16時00分(預かり予定表提出した方のみ)
 2・3号認定のお子様のみ利用ができます。園行事・研修などで預かり保育ができない場合がありますので
 年間行事予定表をご確認ください。また、悪天候等で急遽中止になる場合はメールでお知らせ致します。
 希望する場合は申請用紙に記入し前月の25日までに提出して下さい。25日以降に提出した場合は
 職員の配置もございますので預かることができませんのでご了承ください。

●休園日

日曜日・祝日・園長が定める日
 年末年始(12月28日～1月3日)

6、保育料等

入園時費用	入園が決定した時点で入園準備金10,000円
返還規定	入園準備金は原則返還しない。
保育料	3号認定の園児は居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。 また、保護者から領収書を求められた場合発行する。
給食費	○1号認定こども(5,200円) 内訳(主食500円・副食4,700円) ○2号・新2号認定こども(5,500円) 内訳(主食500円・副食4,700円・おやつ300円) ○3号認定こども(無料) 以下の1号・2号・新2号認定世帯のお子さまは副食費が免除となります。 ※生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯在宅障がい児がいる世帯の一部の子 及び第3子以降の子
特定保育料	基本保育料にプラス以下の費用が毎月かかります。 ①教育充実費2,300円(英語教育・体操教育・音楽教育等) ②保健衛生費150円(お子さまが使用する手洗い石鹸・ペーパータオル・消毒液等) ③卒園準備金(年長児のみ)700円 ④スイミング代1回1,000円(参加したお子さまのみ徴収)
保護者会費	保護者年会費8,400円
納入義務規定	在籍者は、在籍中出席の有無に関わらず、原則として特定保育料を納付しなければならない。
返還規定	既に納付した特定保育料等は原則として返還しない。(日割り計算して返還しない。)
実費保育料(利用者のみ)	
他ににかかる実費	①学年・時期により・制服代・教材代 ②遠足年2回(春親子遠足・秋遠足)(参加人数により変動する) 写真(大塚カラーネット販売・そだちえネット販売) ③絵本代/毎月 0歳児550円・1歳児420円・2歳児420円・3歳児クラス460円・4歳児クラス480円 5歳児クラス480円
1号の預かり保育	①1号預かり保育1時間100円(食事・おやつ含む)(月・火・水・木・金) 利用時間は平日15時～16時 半日12時～16時です。 ※16時以降は要相談
2号・3号の 延長保育事業	①保育標準時間(7時30分から18時30分)11時間 18時30分から19時00分までの30分500円追加料金がかかります。 (交通事情等など、やむを得ない場合に限りです) ②保育短時間(8時00分から16時00分)8時間 16時00分から17時00分までの1時間100円追加料金がかかります。



7、提供する食事について

- 昼食
- 給食は月・火・水・木・金の週5日です。
 - 2号・3号認定園児の土曜日の食事は外部購入したものととなります。(申請書必須)
 - 献立はお便りで毎月1回発行します。
 - アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき本園で除去可能な物は除去食代替食で対応致します。(小麦アレルギーは対応できません)

8、個人情報の取扱いに関する事項

- 個人情報
保護 及び
守秘義務
- 当園では個人情報保護に関する基本方針として、個人情報保護規定を掲げています。
本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児 又は、その家族の個人情報を漏らすことはありません。また市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。
- 連絡網
- 当園からの連絡はすべて「キッズビュー」アプリで行い他の保護者様、外部に連絡先が漏洩する事はありません。

9、個人情報使用の同意

- 個人情報の
使用同意
- 幼児及び保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用致します。
- ①小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ②他の幼稚園等へ転園する場合他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - ③緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

10、入園・転園・退園・休園・選考基準等について

- 入園資格
- (1号認定)
 - ・ 本園の教育・保育方針と運営に御賛同・御協力いただける御家庭
 - ・ 入園時の年齢が3歳児以上で集団保育が可能な幼児
 - ・ 入園は、園長が審査・選考し決定する。
 - (2号・3号認定)
 - ・ 本園の教育・保育方針と運営に御賛同・御協力いただける御家庭
 - ・ 仕事等の事情で乳幼児を保育する事ができない家庭で集団保育が可能な乳幼児
- 選考基準
- (入園手続) 入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し園長に提出しなければならない。
- ①1号認定こどもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合、次に該当するものは、優先して入園することができる。
 - ・ 入園希望者の兄弟姉妹が本園に在園中の時
 - ・ 入園希望者の親族に本園の卒園児がいる時
 - ※上記に関しては、あくまでも優先順位であり教育・保育に支障がないか園長の最終判断により入園を決定することができる。
 - ②2号認定こどもについては園児の居住する市町村の行う利用調整を経て市町村が入園を決定する。
 - ③利用開始にあたっては、あらかじめ利用の申し込みを行った保護者に対し、本規定の概要、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して同意を得るものとする。
 - ④前項の同意を得た保護者と本園との間に利用契約(入園願書を兼ねる)を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。
- 転園
- 退園
- 転園しようとする者は、保護者から園に理由を付して願い申し出ることとする。また、転園に必要な書類を提出する。
- 退園しようとする者は、保護者から園に理由を付して願い申し出ることとする。また、退園に必要な書類を提出する。
- 退園命令
の権限
- 園長は下記の①から④の者に退園を命ずることができる。
- ①園長が教育上退園の必要を認めた者。
 - ②正当な理由がなく、納付金を未納あるいは2ヶ月以上滞納している者。
 - ③5日以上無断欠席や保護者に連絡がとれない場合。
 - ④当園の教育・保育等に対し非難・中傷し教育・保育に支障・損害等がでた場合。
- 休園
- 病気その他やむを得ない理由により、引き続き1ヶ月欠席し、なお、2ヶ月以上欠席をようすると認められた者が、休園を願い出た場合に限り、1年以内に限り休園を許可することができる。



11、緊急時における対応方法

園医及び 緊急時 受診病院	保育中に容体の変化等があった場合は、事故防止マニュアルに沿って、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとり、搬送するなど必要な措置を講じます。 ○松島小児科027-361-5823 ○ひろみ歯科027-328-0222 ○薬剤師 又市 卓治
非常災害時	緊急災害時には事故防止マニュアルに沿って、緊急連絡先へ連絡をし、安全に子どもを避難させるなど必要な措置を講じます。 ○高崎警察027-328-0110 ○高崎北消防署027-362-1808 また、年5回「不審者(5月) 水害(7月) 地震(9月) (2月) 火災(1月)」避難訓練を実施します。 (3号は毎月1回)

12、保育内容における相談・要望・苦情

受付	面談・文書・電話などの方法で相談・要望を受け付けます。 TEL 027-361-0740
----	---

13、加入している保険に関する事項

賠償責任保険	全日本私立幼稚園連合会総合保障(東京海上日動火災保険株式会社)
--------	---------------------------------

14、教育方針・重要事項の確認

重要事項の確認	重要事項説明書を確認しましたら下記の重要事項説明書についての同意書に署名捺印し当園に提出してください。また、重要事項説明書は大切に保管してください。
---------	---